財産処分承認申請書

令和　年　月　日

　一般社団法人漁業経営安定化推進協会

　　代表理事会長　　三浦　秀樹　殿

漁 　協　 名

住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　事業実施者名

　令和６年度競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金により取得した財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第７条第３項の規定に基づき付された条件により付された間接補助条件に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第１０条第１項の規定により、承認申請します。

　なお、本申請の承認後、当該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合、当該承認に付された条件を満たすことができなくなった場合又は当該財産処分を取りやめることにより間接補助目的に従った間接補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、速やかに貴職にその旨を報告し、指示に従うことといたします。

記

１　処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

　 間接補助財産の取得に必要な資金の融資を受けるための担保設定を、令和 年 月 日に予定しているため

（借入額：○○円、自己資金：○○円、市補助(ある場合のみ記入)：○○円）

（資金の使途：補助残○○円、工事費等：○○円、消費税相当額○○円）

(2) 今後の利用方法（処分区分）

間接補助財産の取得後、当該財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、間接補助目的に従って、その効率的運用を図る。（処分区分：担保－補助残融資又は補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合、担保権の種類：譲渡担保or抵当権のいずれか一方）

２　処分の対象財産

(1) 財産の名称、間接補助事業名、所在、型式、数量

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 財産の名称 | 間接補助事業名 | 所　在 |
|  | 令和６年度補正競争力強化型機器等導入緊急対策事業助成金 | 漁港の住所、番地不要  （○○漁港） |
| 型　式 | 数　量 |
| ﾒｰｶｰ：  型式： | １台 |

(2) 事業費、間接補助金額、補助率

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業費（税抜本体価格） | 間接補助金額 | 補助率 |
| 円 | 円 | 1/2以内 |

(3) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

|  |  |
| --- | --- |
| 耐用年数  （処分制限期間） | 経過年数 |
| 5年 | 0年　0ヵ月 |

３　処分予定年月日

　　農林水産大臣の承認があった日以降

４　その他参考資料

①交付決定通知書(写)　②金銭消費貸借契約証書(案)　③譲渡担保設定契約証書(案)または抵当権設定証書(案)　④金融機関への借入申込書(写)　⑤見積書(写)